

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第9回）議事録

1 日 時 平成20年10月21日（火）17:00～19:00

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、根岸 哲、村上 輝康、安藤 真、大谷 和子、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、長田 三紀、中村 伊知哉、藤沢 久美、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、淵江事業政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第9回）」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところご出席くださりまして、どうもありがとうございます。本日、村井主査代理、伊東委員、清原委員、濱田委員は、所用のためご欠席とのご連絡を受けております。

本日は、「伝送サービス規律及びコンテンツ規律に関する関係事業者等からのヒアリング」を議題とさせていただきます。主として、伝送サービス規律に関するヒアリング対象の関係事業者等といたしまして、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、スカパーJ S A T株式会社の方々、株式会社放送衛星システム、そして、主としてコンテンツ規律に関するヒアリング対象の関係事業者等といたしまして、マイクロソフト株式会社、ヤフー株式会社の方々にお越しいただいております。また、有線放送電話業者に対するヒアリングの内容につきましては、事務局から紹介をさせていただきます。

それでは、早速議事の進行に入りたいと存じますが、まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第の後、前回会合の議事概要を資料1として付けてございます。資料2といたしまして、社団法人ケーブルテレビ連盟様からの資料、こちらが9ページまでございます。それから資料3といたしま

して、スカパーJ S A T株式会社様からの資料、こちらが、最後表形式の資料になってございますが、全体で11ページまでございます。それから、資料4といたしまして、株式会社放送衛星システム様からの資料、こちらが8ページまでございます。資料5といたしまして、事務局で用意いたしました資料、こちらが2ページまでございます。資料6は、マイクロソフト株式会社様からの資料でございまして、こちらがA4縦で3ページまででございます。それから、資料7といたしまして、ヤフー株式会社様からの資料、こちらが裏表紙を除きますと17ページまでございます。そして、参考資料1といたしまして、検討アジェンダ(案)、参考資料2として中間論点整理を添付させていただいております。

以上でございます。

## (2) 伝送サービス規律及びコンテンツ規律に関する関係事業者等からのヒアリング

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。資料の過不足ございませんでしょうか。

それでは、早速ヒアリングに入りたいと存じますが、まず、このヒアリングの進め方につきましては、初めにご説明いただく方から10分程度、資料に基づいてご意見、ご説明を伺います。その後、説明者と委員の皆様とで10分程度意見交換を行いたいと存じます。なお、配付資料と議事録は後日公表する予定ですので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日最初にご説明をお願いしております方、ご紹介を申し上げます。社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長代行専務理事の石橋庸敏様からご意見を伺いたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

### ア 社団法人日本ケーブルテレビ連盟

**【石橋専務理事】** 石橋でございます。よろしくお願いたします。

まず、本日、このような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、スライド番号2でございますが、法体系全般についてということで、我々といたしましては、地上・BS放送、あるいは多チャンネル放送、高速インターネット、固定電話サービス等々、放送・通信両方のサービスを同一の伝送路で行っているという現状がございます。私どもとしては、今回のレイヤーごとにする横体系への移行については、基本的に賛同いたします。

ただ、セカンドパラグラフに書いていますが、通信事業者の大手の方については、3つのレイヤーの機能を有することになれば相当な力が及ぶこととなりますので、その点については必要な規律をお願いしたいと思います。特に、1つのレイヤーで強力な力を持つことが、ほかの2つのレイヤーの競争関係に影響を及ぼすこととなりますと、結果的に公正な競争が妨げられることとなりますので、そういう点については、ご配慮をいただきたいということでございます。

それから、現行のドミナント規制等々については、基本として継続していくべきではないかと考えております。

それから、ケーブルテレビ自身につきましては、現在、3つのレイヤーの機能を有してござい

して、総合的に事業を行っています。そういうことでありますので現状行っていることに支障が出ないような配慮はいただきたいと思えます。

それから次に、スライド3でございますが、ここはチャンネルリースが議論になっているところでございます。後ほどまたご説明させていただきますが、ケーブルテレビ事業は実質的に地域独占になっていると言わざるを得ないということでございます。そういう意味合いから、現在のチャンネルリースの規律は、ある意味で有効に働いておりますので、現行どおりキープすべきではないかと思えます。

2番目のパラグラフに書いていますが、例えば受信障害対策では、基本的には地上波の再送信ですが、空いているチャンネルを使って多チャンネルサービスをやるということで、その地域の住民に対してほかの地域と同様なサービスができます。しかも、それが円滑にできるということがございます。

それからあともう一つ事例として多いのは、地方自治体が自分の行政チャンネルを持って、自分のヘッドエンドから放送を流すことをやっております。こういう面でも、この制度があることで有効に作用しているということでございます。現在、全国でこのサービスが行われている事例は100ぐらいございます。これは、私どもが調べたのではなくて、総務省さんからお聞きしている数字でございます。

そこに、ご参考までということで事例を書いていますが、1番目は、埼玉県の外郭環状周辺に、かなり大規模な高速道路による電波障害施設がございまして、ここの設置許可を取った者、所有者は、地上波の再送信のみを流しています。そのままですと、その6万5,000世帯は多チャンネルとか行政チャンネル等々が見られないので、空いたチャンネルを使って別の事業者が多チャンネルサービス、あるいはコミュニティチャンネルサービスを行っているということでございます。小規模であれば影響は少ないですが、大規模になりますと相当影響は大きいということでございます。

次に、スライド4ページ目に移らせていただきます。ここは、現行の規律が引き続き必要と思うか、あるいは電気通信事業者と同等の規律を適用すべきかと、こういうご質問と理解しております。まず、結論的に申し上げますと、設置許可などの現在の規律は必要であると考えております。

2番目のパラグラフで、例示的に書いていますが、何の規律もなければ、自分の都合で事業を開始し、また、自分の都合で廃業するということになります。サービスの中には地上波の再送信が入っておりますので、こういうことが勝手に起こると、受信者の利益、視聴者の利益を大きく損なうこととなります。そういう意味で規律が必要だということを述べさせて頂いております。

少し、この項につきましては、追加的にご説明させていただきたいと思えます。

ケーブルテレビは、法律上は別にしまして、基本的には初期投資で高額なお金を必要とするということで、参入障壁が非常に高いという事情がございまして。したがって、複数のケーブル事業者が競争関係で同一地域で事業を行うことは法律的にはできるのですが、実際にはそういう事例は極めてまれであります。また、電気通信役務を利用した放送事業者との競争も、都市部では徐々

に出てきていますが、まだ十分な競争環境とはいえない実態でございます。したがって、将来のことは別といたしまして、現状は地域独占になっています。さらには、小規模施設などを含めると、国民の過半数の人がケーブルテレビを経由して地上波の再送信放送を視聴しています。また、地上波の受信にケーブルテレビ以外の選択肢がないというようなケースもございます。

そういう事情の中で、設置規律がなく、事業者の都合、すなわちクリームスキミングを許すことになると、これは非常に問題があると我々は認識しておりまして、許可制が必要であると考えております。

それから、先ほどございましたチャンネルリース、施設の提供義務でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域独占になっておりますので、やはりこの規律は必要であると考えます。例えば電波障害施設で多チャンネルサービスを受けることができない場合、ほかの事業者がそこに二重張りすれば良いということにはなるのですが、それは実質的に工事上の困難もありますし、無駄だということもございますので、空いたチャンネルを利用するほうが合理的であるということでございます。

提供義務があるということで、リースについての話し合いも円滑に進みます。それから、利用料も適切な範囲におさまるということで、最終的には地域の住民の利益になると我々は考えております。もし、提供義務がない場合、これは理論的にということですが、空きチャンネルを貸さない、借りることができないということになりますと、先ほど申し上げたようなサービスはできないことになるわけで、これは住民の利益を損なうことになると思います。

それから次に、譲渡の認可制でございますが、先ほど申し上げましたとおり、施設は許可制でございますので、当然譲渡も認可制であるべきと考えます。これは許可制とセットであるという認識です。

それから、円滑な設置についての国等の配慮義務でございますが、ケーブルテレビは地域社会に密着した情報伝達手段でございますが、自治体が直営したり、あるいは第三セクターが非常に多くございます。そういうことで、補助金なども、この制度があるということもございまして、受けやすくなっていて、敷設がしやすいということです。規模的に脆弱にもかかわらず、先ほどから何度も申して恐縮なのですが、多額の初期投資を必要とする場合には、我々としては、これがなくてはできないというのはちょっと言い過ぎかも知れませんが、存続してほしいということでございます。

その次、5ページ目ですが、今問題になっております不法受信という問題で、違法チューナーを使って無断でケーブルテレビを視聴することが相当行われているということです。これについては、我々としては、法律の規定により適切に対処し得るようにしていただきたいという要望です。そこにご参考で米国の事例を出しております。受信・傍受することを禁止、違反者には刑罰ということになっています。ぜひご検討いただきたいと思います。

それから最後に、6ページ目でございますが、技術基準に対してでございます。放送の伝送は、いわゆる空中波、電波かあるいはケーブルかという違いは手法としてありますけれども、一致しているのは、同時に同じサービスを優位の差なく確実に多くの視聴者に届けること、これが求め

られております。

そういうことでございますので、我々としては、放送サービスについて、同時に、安定的に、確実に、同じ品質でサービスが行えるような技術基準が確保されることが必要ではないかと考えております。

以上です。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。委員の皆様から、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

では、安藤委員、お願いします。

**【安藤委員】** 質問です。今、6ページ目、最後のところで放送の伝送ということで、「同時に」・「安定的に」・「確実に」・「同じ品質で」ということ、非常に重要なことだと思うのですが、通信・放送に限らず、最近ベストエフォートという言葉が非常に増えてきていますし、サービスなどの効率化という意味では、むしろそちらのほうに日がたくさん当たっているのですが、ケーブルテレビの、実際にそういうものを運営する場合には、そこら辺の兼ね合いというか、ベストエフォート、通じないところは仕方ないというようなことも含めて、少しずつ入ってきているのかとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。今の実態は。

**【石橋専務理事】** 実態としましては、ベストエフォートではだめだということでございます。先ほどもちょっと触れましたが、我々ケーブルオペレーターは、ほぼすべてと言っていいのですが、地上波の再送信をやっております。多チャンネルは、多かったり少なかったりしていますが、地上波の再送信をやっている以上、地上波の再送信が切れることになると、これは非常に問題です。地上波の再送信は、典型的には災害情報などがございまして、そういうものがベストエフォートだからということで切れることがあってはならないと考えております。

現実には、事故は時々ありますが、考え方としては、絶対に切らしてはいけないという考え方です。

**【長谷部主査】** では、根岸委員、お願いします。

**【根岸委員】** ありがとうございました。ちょっと揚げ足取りで申しわけありませんけれども、2ページでは、全体的に縦割りから横割りの法体系への移行を賛同とおっしゃっておられるわけですが、しかし、3ページとか4ページに行きますと、基本的に現行と書いてあるわけですが、最初の基本的なそういう考え方についてはどうなるのでしょうか。結局は、現状を維持することになるのでしょうかということなのですが、もし、最初の基本的に賛成ということになると、それがどうこの事業では具体的にになっていくのか、ちょっとわからないところがありますので、よろしくお願いします。

**【石橋専務理事】** 今回こういうふうに法体系を変えていくということで、専門の先生方がご審議されていかれるわけですから、我々、素人は具体的にどうすべきという特段の意見は持ち合わせていません。事業をするにあたり、先ほど申し上げたようなことが、実質的に確保されるということで法体系を変えていく中で、処理というか、配慮いただければという意味合いが基本的

にございます。アジェンダの中にも「当該体系で捉えきれない部分については、特別規定や適用除外規定を設ける方向で検討することは適当か。」ということが出ていますが、私どもは、全く今の法律のままでないといけないと言うつもりはございません。先ほど言ったような、許可制などがきちんと確保されるような形でまとめていただければ良いのではないかと考えています。

【長谷部主査】 舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 今の議論の延長なのですが、レイヤー別にするということは、それぞれのレイヤーごとに別の事業が可能性として成立し得るということ。もちろん垂直統合でも結構なのですけれども、コンテンツなり伝送サービスだけの事業者もあり得るという法体系になるわけです。しかし、ケーブル事業については、お書きのように垂直統合です。そういう意味で、もし今後、例えば新しい動きとして、ここには（ご参考）ということで、MSOとか書いてますが、ここ十数年の新しい状況はMSOなり、M&Aが少しずつ増えてきたということだろうと思いますが、そういうことになりますと、そういう新しい状況にどう規律システムが対応しているかということが問題になるわけです。

具体的には、例えば4ページに譲渡等の認可制を維持と書いてありますが、これがどうしても必要なのか、自由な事業ということであれば、例えば届け出でも十分なはずで、しかも、おっしゃったように、事業は法的独占はありませんから、もっと緩やかな規制にしてほしいのかと思ったら、そんなことはないというので、ちょっと不思議だという。それから、施設の提供義務も事実上は独占ですから、余っていたら貸さなければいけないということでしょうけれども、これも、例えば先ほどの3ページの例で言いますと、私は前から知っていたのは、下の地方自治体がちょっと借りるという例は昔からあったわけなのですけれども、上の例、私は全く知らなかったのですけれども、これは1チャンネルを借りるのではなくて、たくさんのチャンネルを借りるわけですね。

【石橋専務理事】 そうです。

【舟田専門委員】 これは、昔はチャンネルオペレーションとあって、いわば事業の一部を、施設の大部分を借りるということで、非常にハードとソフトの分離の中間点だと位置づけられていると思いますけれども、そのような新しい動きについて、どう対応すべきか、何かご意見があれば、お願いします。

【石橋専務理事】 まずは、譲渡の認可は必要ないのではないかとということですが、確かに事業者の都合だけで考えますと、自由性があつたほうが良いわけです。高く売れる人に売りたい、譲渡したいということになるのですが、それを譲り受ける人が、有テレ法で言われている役務の提供義務だとか、それから番組基準等を遵守する必要があります。それと何よりも地上波の再送信を継続して行っていく必要があります。大規模な、例えば、十万世帯の事業者が、仮に地上波の再送信を何らかの理由でやらないと言った途端に、十万人の人は明日から困ることになります。そういう観点から譲り受け人の適格性をきちんとチェックすることは、住民の立場からいえば、必要ではないかと考えております。

それからリースにつきまして、先ほど先生がおっしゃったように、我々の場合も、ほかの事業者が持っているインフラを使っていろいろなサービスをしていくということは、今後、放送とい

うよりも、むしろ通信のサービスで増えていく可能性はございます。例えば、地域の番組、これは今のところは事業者が隣の事業者に渡して、隣の事業者の放送として流していますが、それを、隣の地域の住民が直接取りに行けるようなことを考えた場合、隣の住民が、隣のインフラを使うことになります。将来、これは出てくるだろうと思っています。

以上です。

【長谷部主査】 ほかに。

菅谷委員、すみませんが、手短にお願いできますか。

【菅谷専門委員】 今回は伝送サービス規律ということで、コンテンツについては特に何もご意見を述べられていないのですけれども、ケーブルの自主放送はかなり行われていると思うのですけれども、ケーブルテレビ事業者が提供されているコンテンツについては、どのようなステータスがあるとお考えでしょうか。

【石橋専務理事】 先生がご指摘のとおり、今日は伝送サービスだけだということでございましたので、コンテンツについて記述はしてございませんが、我々にはコミュニティチャンネルというコンテンツがあります。事業者によっていろいろ違いますが、かなり多くの事業者は地域に密着した公共性が高い、公益性もある場合もありますが、自主制作番組を放送しております。そういう意味で、先ほど申し上げましたとおり、番組基準という規律があります。これは放送法に準ずるような形のもので、番組審議機関の設置などいろいろなことがございます。これは、公共性の高い番組を放送する場合には、やはり必要ではないかと考えております。

以上です。

【長谷部主査】 それでは、まだご質問があるかとは思いますが、予定された時間になりましたので、日本ケーブルテレビ連盟様との意見交換は、このあたりにいたしたいと存じます。本日、日本ケーブルテレビ連盟様からちょうだいしたご意見等、これは今後の議論の中にしっかり生かしていきたいと存じます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

【石橋専務理事】 いえ、とんでもございません。ありがとうございました。

イ スカパー J S A T 株式会社

【長谷部主査】 それでは、2番目にご説明をお願いしております方、ご紹介をいたします。スカパー J S A T 株式会社取締役執行役員副社長の仁藤雅夫様、経営企画部担当部長の松藤浩一郎様からご意見をちょうだいしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【仁藤副社長】 よろしく願いいたします。スカパー J S A T の仁藤でございます。いろいろところでスカパーとして出てきたり J S A T が出てきたりしておるのですが、今回、スカパー J S A T という形で出てきて、この会社はどうなっているのだということがあろうかと思しますので、冒頭、1ページに「スカパー J S A T グループ概要」というのを付けました。

実は、今月の初め、10月1日に昔のスカパーフェクト・コミュニケーションズ、衛星運用をしております J S A T と S C C の3つの事業会社を統合しまして、スカパー J S A T 株式会社

が発足しております。この事業会社がCSデジタル放送のプラットフォーム事業及び衛星事業を行っているという形でございますが、グループ全体としましては、上場している持株会社のもとに事業会社があって、同じように持株会社の下に直接受信の放送免許を持っている放送事業の会社がぶら下がっているという構成をとっております。事業会社でありますスカパーJ S A Tのもとに、関連する子会社がいるという構造でございますので、今回、スカパーJ S A T株式会社はプラットフォーム事業と衛星事業を両方とも行っている事業会社という立場でお話をするということでございます。

という前置きをいたしまして、いきなり「基本的な考え方」という3ページがございます。一つ一つということよりも、最初に、当社が基本的にどういう考え方を先にお話いたしますが、3つセンテンスが書いてございます。一番お話ししたいことは一番下のところでございまして、我々レイヤー型の法体系を前提として考えていることを認識しておるわけですが、その中で、やはり同様のサービスを行う企業間の競争条件が同一となることが、今回最も重要と考えておきまして、それによって、健全な競争環境が整うことを希望するものでございます。これが、今回一番申し述べたいことでございます。

実際に、当社のグループの中で多チャンネル放送サービスをやっているわけですが、我々自身、複数の伝送路、衛星だけではなくて光ファイバーなども用いて多チャンネル放送をやっておりますし、レイヤーも複数のレイヤーにまたがって仕事をしているわけでございます。そういう中で、当社のグループの中でも、今、各種法律の適用を受けておきまして、実際にお客様から見ても、同じような多チャンネルの放送なのですが、それぞれ違った規律が適用されているのが実際でございます。また、こういうことでございますので、競合企業との間でも、競争の条件が違っているという状況でございます。

今、どういう状況かといいますと、次の4ページに、これはスカパー事業に係る現在の主な法律が図示されてございます。左側に衛星放送、右側に有線放送ということで、衛星放送は最初の事業開始以来やっているわけでございます。電波法、放送法で規律をされている110度のCS、それから最近は電気通信事業法及び役務利用法に主体が移行しております124度/128度のCSの事業、これが直接受信の衛星放送でございますが、有線放送のほうは有線役務利用の電気通信役務利用放送法、及び一部は有線テレビジョン放送法ということで、これは「スカパー！光」というサービスを提供しているときにかかわる法律でございます。視聴者から見ると同じような多チャンネルの放送なのですが、このように伝送路等にかかわって、異なる法律で規制されているということでございます。

今後、レイヤー型の法体系を検討されるということで、その次のページにございますように、現在、我々既にこうした複数のレイヤーにまたがって仕事をしております。左側に「スカパー！」と書いてございますが、スカパーJ S A Tということでいきますと、伝送設備、伝送サービス、プラットフォーム、コンテンツの各レイヤーにまたがって仕事をしておりますし、それに伴って各種の法律で律せられているということでございます。同じように、多チャンネルを提供されている、例えばケーブルテレビさん、これも事業的には複数のレイヤーにまたがって、極めて似た

ようなレイヤーでお仕事をしているということでございます。したがって、今後、こういうレイヤーで法体系を考えていく場合に、各レイヤーにおいて同じような条件で競争環境が整うことを、我々としては希望しているということでございます。

特に、視聴者さんから見ますと、私ども、こういう仕事をしているものですから、知人から、おまえのところに入っているぞと言われて、しばらく話しているうちに、実はスカパーに入っているのではなくてケーブルテレビさんで多チャンネルを見ているのだということが非常によく起こっています。それぐらい、視聴者さんから見たときに、差は実際はわかりづらいのです。そういうことでございますので、今後、法体系を見直されるときには、そのようなものが同じような競争条件で仕事ができるようにということがポイントかと思えます。

それから先は、伝送サービス規律とかコンテンツ規律について、やや細かいところの我々としての意見を申し述べているところでございます。伝送サービス規律の一元化につきまして、6ページでございますが、これは同様のコンテンツを伝送するサービスについて規律の一元化、競争条件の画一化を図る方向で検討することに賛成でございます。

ただ、ちょっと細かくはなるのですけれども、伝送サービスと類型化されるサービスについては、多くは伝送設備を保有したサービスになると思えます。伝送サービスだけをピックアップして同一の規律を適用することが難しい場合も、もしかするとあるかもしれませんということで、以下に2つぐらいポイントを書いておきますけれども、そういう伝送設備と非常に近いところのサービスでございますので、ここに掲げてあるようなポイントも踏まえて検討が必要かもしれないと思えます。

それから、コンテンツ規律につきましても幾つか意見を述べさせていただいておりますが、7ページに「コンテンツ規律について」ということで、まずメディアサービスの区分でございます。CSチャンネルは基本的に有料で専門的でありますので、公共的役割を担うことを、例えば地上波さんほど求められないと考えます。このような観点から、特別な公共的な役割を担う特別メディアサービスというものを区分することについては賛成でございます。

メディアサービスに関する具体的な規律については、特別メディアサービス以外のその他のメディアサービスにつきましては、多様なコンテンツ展開とか事業展開ができるように、規制の緩和を検討することが適当だろうと考えております。

例えば、番組準則がありますけれども、多チャンネルの場合は、ある一定数のチャンネルを持っているような放送事業者については、番組準則の適用を、そのチャンネル一つ一つではなくて、まとまったチャンネル群に対して行うということも、一つのアイデアと思えます。そうすることによって、特定の事項のみを扱うチャンネルが可能になることもあろうかと思えますので、ご検討していただければと思います。

それから、特別メディアサービスという形で区分をすると、それと非常に受信環境が同一の状況で視聴者が番組を見ることができる、例えば、110度のデジタル放送ですとかBS放送、そのようなものが極めて特別メディアサービスと近い受信環境にもあるのだと。ここについて、緩和の程度については、特別に個別に検討することが必要かもしれないと考えております。

この点につきましては、いろいろなところでかなり多くの方々簡単に利用できる状況にある、特殊な環境だということは認識しておく必要があるのかもしれないということでございます。

その次のページ、マス排についてです。その他のメディアサービスにおいては、表現の自由享有基準、マスメディア集中排除原則の合理化を検討することは適当であると思っております。ここでも、同じように特別メディアサービスであります地上波デジタル放送を受信可能なデジタルテレビで、同じように受信可能なもの、BSとか110度のCSについては個別の検討が必要かもしれないと考えております。

9ページには、特に求められていないにもかかわらずプラットフォームについて反応してしまっているというのが背景ですが、先ほどお話ししましたように、ケーブルテレビもスカパーも、お客様から見れば極めて類似の多チャンネルの放送をしております。既存のプラットフォーム規律を新たな法体系に移行する場合は、先ほどのレイヤーの議論でありますように、同じようにプラットフォームの規律をほかの同様のサービスについても適用して、競争条件を同一にしたいということでございます。

後ろ2枚に、ちょっと細かな絵が書いてございますけれども、先刻ご承知のことでございます。改めてご説明をするまでもないと思っておりますので、私からの意見陳述は、とりあえず以上といたします。どうもありがとうございました。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご意見等をちょうだいできればと思います。

中村委員、お願いします。

**【中村専門委員】** 4ページ、5ページを合わせ読みまして、メディアごとの競争条件を同一にするというご主張の観点から、では、結局どういう帰結にするとよいのかという、もしイメージがあればお聞かせいただきたいのですが。例えば4ページにありますように、一まとまりのレイヤー構造にするとすれば、大まかなイメージとして、例えば電波法と、電気通信事業法と、電通信役務利用放送法に集約できるというイメージをお持ちなのか、あるいは何かほかのイメージをお持ちであればお聞かせいただけますか。

**【仁藤副社長】** 基本的には、レイヤー型の法体系でご議論が進んでいると思っておりますというのが前提にあるのですけれども、むしろ5ページで見ていただくと、どちらかという、スカパーJ SATのビジネスは、既にレイヤーにまたがって事業をしておりますのと、そのレイヤーごとに個々に規制がかけられているといたしますか、規律があるという状態ですので、こういう形で法体系を整備されるのであれば、同じようにほかの事業体にもこういう法体系で適用していただきたいというのが基本的な考え方でございますので、それをどういう形に、具体的な法体系にしていくかについては、専門家の方々にお任せするという事だと思っております。

**【長谷部主査】** 村上委員、お願いします。

**【村上委員】** 7ページで、コンテンツ規律についてご発言をいただいております。メディアサービスはどう分けて考えていけばいいかという悩ましい問題があるのですが、お考えは、特別メディアサービスは別として、特定の事項のみを扱うチャンネルというのが一つの塊としてあって、

残りがもう一つあるというイメージでお考えでいらっしゃいますか。

【仁藤副社長】 むしろ2つでございまして、特別メディアサービスは区分して別と、その他は規制の緩和といいますか、コンテンツ展開、事業展開がしやすくなるような形でくくるという感じです。

【村上委員】 その他のサービスは、特にパターン分けをする必要はないということですか。

【仁藤副社長】 そこがちょっと、最後のところで若干歯切れが悪くなっているのは、そうはいっても、例えば三波共用機のように地上波を見ようと思って設置しても、BSもスカパーもe2と言っていますけれども、110度のCSも同じような環境で見られるものについては、もう、それはどんどん自由にやっていいですよということでもないでしょうということなので、その他のサービスといっても、そこにはやはりその特性に応じて、それなりに個別に検討する要素があるのではないだろうかという言い方になっています。

【村上委員】 わかりました。

【長谷部主査】 ほかにはご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 非常に簡単なことで恐縮ですが、9ページのプラットフォーム規律で、競合サービスのケーブルテレビ事業者に対して適用を希望されている放送プラットフォームの規律の具体的な内容を教えていただきたいのと、それからケーブルテレビ事業者との競合の程度というか、実際に値下げ競争という状態になっているのか、それともまだそれほど顕在化している競争状態にはないのか、その程度を教えてくださいたいと思います。

【仁藤副社長】 現在、衛星のプラットフォームが一種のプラットフォーム規律を適用されているわけです。それと同じものをケーブルさんにというよりは、プラットフォーム規律という形で新たに法体系を整備されるのであれば、そこで検討された新たな規律を衛星系も有線系も適用していただきたいということなので、具体的に、我々としてはできるだけ規律は緩いほうがいいということがございますけれども、そうはいっても基本的にプラットフォームがなすべき要素がございまして、そういうものを法体系にする場合、同じものを適用していただければ、そういうことでございます。

現在、どういう形で適用されているかというのは、放送法の中でプラットフォームの届け出というものがございまして、必要な事項を書いてプラットフォームとして届け出るということをやっております。放送事業者の契約を代行するという立場でございまして、それにかかわることとか、それからCASと言っておりますけれども、コンディショナル・アクセスです。有料放送をするために必要な限定受信の方式を提供しております。そのようなことにかかわることと、幾つかポイントがあって、それを届け出ることです。

それから、競争の状況についてのご質問がありましたけれども、現実には、先ほどお話ししましたように、多チャンネルの放送という観点でいきますと、利用する視聴者の方々から見ると、非常に類似のサービスに見えます。スカパーに入っているのか、ケーブルに入っているのかよくわからない方もおられるぐらいでございまして、したがって、競争状況は、その地域によって

ケーブルさんは違いますけれども、全般的にはかなりの競争状況にあると考えていいと思います。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 コンテンツ規律についてもご意見を述べられていましたけれども、今、御社で、例えば参考資料で、委託放送事業者というので、マルチチャンネルエンターテイメント株式会社と出ていますけれども、実際には何チャンネルぐらいのサービスを提供されているのですか。

【仁藤副社長】 マルチチャンネルエンターテイメントサービスは、トラポン数にして、3トラポン分ぐらいあります。

【菅谷専門委員】 そうですか。そこに、いわゆるソフトも提供されている事業ですね。委託ですから。

【仁藤副社長】 委託放送事業ですから、そこに番組を供給される番組供給事業者がおられます。

【菅谷専門委員】 番組は自らが供給されていない。

【仁藤副社長】 マルチチャンネルエンターテイメントは、一部スカパーが直接ライセンスをとってきて流しているものもございますし、ほかの番組供給事業者様のものをそのまま流しているものもございます。

【菅谷専門委員】 委託放送としての規制対象となっている事業はどのぐらいやられているのですか。

【仁藤副社長】 現在、この3つあります放送免許の会社でいきますと、マルチチャンネルエンターテイメント株式会社が委託放送です。あとスカパー・ブロードキャスティングとeTENが役務利用放送の事業です。

【菅谷専門委員】 これ、内容は違うのですね。

【仁藤副社長】 違います。マルチチャンネルエンターテイメントは、110度のCSで事業をしています。スカパー・ブロードキャスティング及びeTENは、124/128のほう。

【菅谷専門委員】 ああ、そうですか。

【長谷部主査】 では、すみません、舟田委員。

【舟田専門委員】 いいですか、時間。

【長谷部主査】 はい。手短にお願いします。

【舟田専門委員】 この5ページの絵はわかりにくいのですが、こうやって総務省の場で、ヒアリングで有線テレビジョンの方と衛星の方が並ぶといつもこの問題が起きるのですが、つまり委託放送事業者としては、自分でも衛星で流すし、当然、有線テレビジョン事業者に買ってもらわねえ。買ってもらわねえといいますが、契約を結ぶと。同じプラットフォーム事業者としての規律にしてほしいという、ちょっと言いづらく、私も話しにくいのですが、今スカパーに課せられている規律は不当な差別的取扱いの禁止が中心です。しかし、有線テレビジョン事業者としては選ばざるを得ない。委託放送事業者なり、役務利用放送事業者の中から、自分で自分でパッケージをつくれるわけ。それを差別的取扱いと言われたら困るわけ。

しかし、それが原則ですけれども、一部には、いわば地域独占ですから、買ったたきをしているのではないとか、そういう地域独占を利用した声があると言われているわけですけれども、そういう意味で、先ほどの大谷さんの質問と同じなのですけれども、有線テレビジョンに対して、不当な差別的取扱いの禁止をぼんやりかけておくのか、あるいはもう少し厳しい取引規制があり得るのか、これはむしろプラットフォーム事業者としてよりは、委託放送事業者、役務利用放送事業者としてのお立場からどうなるのでしょうか。

【仁藤副社長】 難しいご質問なのですけれども、確かに、そこは非常に、こういう方向で行ったら全部解決するというのは、なかなかないと思うのですけれども、私がプラットフォーム規律の中でかなり重要な部分は、むしろC A Sの部分ではないかと思っていまして、それは、諸外国はむしろC A Sのほうに注目しているわけです。そこに、物理的にどうしても非常に明確なボトルネックがありますので。

したがって、例えばこの中で、こう言うとあれですけれども、今プラットフォーム規律の中で、例えばB-C A Sさんなんかはないのですけれども、それは本当にそうでいいのかということです。そのような観点の一つあって、あとは番組供給事業者さんに対する差別的取扱いをしないということ、どのように、こういうケーブルとか、直接受信、包含した中で表現していくのがいいのかは、ちょっといろいろ、多分議論があるところだと思います。あくまでも衛星についてはものすごくきつく、ケーブルについてはものすごく違っているということがないようにという観点です。あまり具体的にこうすれば全部解決するというのは、持ち合わせていません。

【長谷部主査】 ほかにご意見、ご質問等があるかもしれませんが、ちょっと予定された時間を過ぎておりますので、スカパー J S A T様との意見交換、このあたりにいたしたいと存じます。本日、スカパー J S A T様からちょうだいしたご意見等につきましては、今後の議論に生かしていきたいと存じます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

【仁藤副社長】 どうもありがとうございました。

#### ウ 株式会社放送衛星システム

【長谷部主査】 それでは、第3番目にご説明をお願いしております方をご紹介します。株式会社放送衛星システム技師長服部嘉人様からご意見をちょうだいしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

【服部技師長】 よろしくお願ひします。ヒアリングに呼んでいただきまして、ありがとうございました。私どもの意見をまとめましたが、基本的な意見を中心としたものになっておりますので、B-S A Tがどういう会社かということからご説明をしていきたいと考えております。

2ページ目を見ていただきたいと思いますが、B-S A T、正式名称といたしましては株式会社放送衛星システムということで、読んだ（名前の読みの）とおり、放送衛星による受託放送事業を行っている会社でございます。現在、「110度に5機の衛星」と書いてありますが、5機の放送衛星を運用しております。

次のページをご覧ください。弊社の歴史でございますが、もともと1993年当時、BSアナログ放送は、NHK2チャンネル、WOWOW1チャンネル、ハイビジョン実用化試験放送1チャンネルということで4チャンネルでございましたけれども、ハード・ソフト一致でございました。その事業者からの依頼を受けて、放送衛星、ここでいうBSAT-1a/1bの調達を行い、衛星を管理する会社として設立されたものであります。この期間については、4ページを見ていただくと、最初に「1997年～2007年」と書いてございまして、BSAT-1a/1bで5、7、9、11の4チャンネルの放送を行っているというのがわかります。1aは現用衛星、1bは予備衛星という形になっております。

3ページに戻っていただいて、1998年になりまして、2000年からBSデジタル放送が始まりました。BSデジタル放送については、それまでのハード・ソフト一致ではなくて、受委託放送制度で行うことになりまして、それ以降、全部受委託放送制度の中で我々はビジネスを行っております。

受委託放送制度になりますと、放送衛星局の免許申請の際にそれが公示されると同時に、私もワン・オブ・ゼムとして免許申請を行いまして、その審査の結果、もし選ばれば予備免許を受領するという仕組みになっております。1998年に、2000年から始まるBSデジタル放送を行う放送衛星局の免許をいただきまして、2000年からBSデジタル放送を開始しております。

これは、次のページを見ていただくと、「2000年～2007年」のところで、1、3、13、15チャンネルについてはBSAT-2aという衛星とBSAT-2cという衛星で放送を行っていることがわかります。2bではなくて2cになっているのは、2bの衛星の打上げがロケットの関係で失敗して、2cという衛星を新たに打ち上げたという関連で、3番目の衛星としてcという番号がついております。

同じように、2004年になりまして、BSAT-1、最初に打ち上げました衛星が2007年に寿命を迎えるということで、その後継衛星を打ち上げるための免許申請を行いまして、デジタル放送事業者として予備免許を受領しております。そのときに、今までは4チャンネルの衛星を打ち上げておりましたけれども、2011年には、2000年から始めたデジタル放送継続のために、もう一度衛星を打ち上げる必要があることから、今回は衛星の規模を8チャンネルに大きくすることになりまして、これが次のページの一番下の表でございます。現在の状態でございますが、BSAT-3a、BSAT-2c、BSAT-2aの3機の衛星で8チャンネルの放送を行っているものでございます。

最後に、2007年になりまして、2011年からのBS受託放送事業ということになりまして、このときには、これまで8チャンネルで放送しておりますものの内、2000年から始まった4チャンネルについて更新するとともに、さらに4チャンネルを割り当てて12チャンネルの放送とすることになりました。5ページ目を見ていただくとわかるのですが、2007年から運用中BSAT-3aという衛星を有効利用して12チャンネルの放送を行うということで、BSAT-3bという衛星と、BSAT-3cという2機の衛星を調達して、それぞれ8チャン

ネルをカバーする、すべて8チャンネル、8チャンネル、8チャンネルでございますので、24チャンネル、これは12チャンネル掛ける2倍の現用、予備構成という形で衛星を運用する予定で、今、衛星の調達に入っております。

5ページ下に、「BSチャンネル割り当て」と書いてございまして、今度、2011年からは17、19、21、23チャンネルが新たに放送を始めるわけでございますけれども、BSのチャンネルは国際的な会議で決まっております、日本に割り当てられているのが1から23の12チャンネルになっております。

6ページを見ていただきたいのでございますけれども、先ほどから現用衛星、予備衛星ということで、放送衛星は、一つのチャンネルに対して2機の衛星を上げて放送の信頼性を確保しているということでございますけれども、その源泉がここにございまして、日本全国の不特定多数の視聴者の皆さまにあまねく番組を届けるということで、準基幹放送との位置づけで、安定的・継続的な放送の確保が要求されてきました。ということで、放送衛星についてはこういう工夫がされております。先ほど言いましたように、現用衛星、予備衛星の軌道上2機の衛星の体制になっているということと、一つの衛星における中継器構成も、十分な予備中継器を配置しています。2倍の中継器を持っているか、8本に対して6本の予備中継器を持っているとか、そういう形で、かなり充実した予備中継器を配置しています。

それから、現用衛星から次の衛星への移行に対してもリスクヘッジを行わなければいけませんので、失敗のリスク、つまり、打上げに失敗すると代替衛星を打ち上げなければいけませんので、その代替衛星が打ち上げられる間も現用衛星はカバーできるような燃料計算で燃料を搭載して、衛星を運用しているということでございます。

そもそも、こういう信頼性の高い衛星システムは、BSATの側からいいますと、BSATが設立されました1993年にNHKの衛星契約世帯数が500万を超えたという状況を受け、NHK、WOWOWからの要請で、こういう信頼性の高い衛星システムが築かれました。それから後も、いわゆる受委託放送になってからも、こういう体制は継続しております、昨年の2011年からの受託放送の免許申請の際は、免許の審査基準の中にも、こういう信頼性の高い衛星システムの準備ということがうたわれているところでございます。

7ページでございますけれども、「法体系の検討に際して」ということで、ここはBSデジタル放送のことが書いてありますけれども、国の放送政策のもとで、委託放送事業者の経営努力とか、放送の安定継続に向けた我々の努力が相まって、9月末現在で4,333万台という受信機の普及になって、皆さんが高品質な番組をお楽しみいただいているということでございます。

したがって、公共放送、無料放送、有料放送がバランスよく行われているBS放送の社会的影響力はかなり大きいのではないかと。基幹放送に近づいていると言えますし、この点、有料放送が主体のCS放送とか通信とは区別して扱われるべきものではないかと考えております。

このような点も踏まえて、最後のページに、3点のご要望ということで書かせていただきました。

まず第1点は、視聴者の皆さんに混乱を与えることなく、高信頼・高品質のBS放送が安定的・

継続的に楽しみいただけることを最優先にご議論いただきたいと考えます。

それから、BS放送事業を現在推進している弊社のユーザー、委託放送事業者は、従前どおりの事業が展開できるような法体系の検討をお願いしたいと考えます。

それから3番目が、先ほども出てきましたけれども、信頼性の高い伝送路を確保するために、BS放送衛星のシステムが今後も維持されるべきだと考えます。

ありがとうございました。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。舟田委員、お願いいたします。

【舟田専門委員】 最後のところの2つ目に、「弊社のユーザーが従前の通り事業を実施できるような」、ちょっと意味がわかりませんが、ハードとソフトの一致と分離についてお伺いしたいのですが、3ページに歴史がございますね。当初はハード・ソフト一致で行われていたから、NHKとWOWOWが共同出資して会社をつくって衛星運用をやった、つまりソフト事業者が自らハードをやるということで、いわば私的な契約としてB-SATに具体的な事業を、下請けといたしますか、委託したのだらうと思うのです。

それが、次の98年と2004年は、これは両方ともハード・ソフト分離になったわけで、そのような私的な契約といたしますか、民法上の契約ではなくて、ソフト事業者は免許を取り、ハード事業者として、ほかの、例えば隣にいらっしゃるJSATとか、宇宙通信と並んで免許申請をなさって、そしておたくが免許を受領したということで、しかし、結論的には、放送衛星の運用はずっとB-SATがやっているわけです。

つまり、ちょっと変な質問ですけれども、一致の場合と、それから別の場合、一致の場合には私的な契約で委任というか、委託というか、下請けの契約を受けると。分離の場合には、いわば公的な免許申請をして受けるということになると。それは、具体的におたくの会社の事業にとってどういう影響があったのでしょうか。

【服部技師長】 難しいご質問なので、よくよく考えてみななければいけないのですが、93年から、B-SATが設立されてから15年でございますけれども、その間に、もう3回競争で免許を取得することがございまして、我々としては非常に、それだけの緊張感を持って免許申請に当たってきたということはございます。ですから、設立されたときの、そういうハード・ソフト一致という形での事業とは、また別の非常に緊張感がある経営をやっているということがございます。

【舟田専門委員】 よろしいですか。例えばハード・ソフト分離になって、自分は免許をもらえるだろうと思って、着々と準備していたところを競願になって、競争した、競願にした別の会社が受領してしまったと。そういう事態は、こういう事業にとっては非常にまずいことなんでしょうか。やむを得ないといえはやむを得ないのですけれども、その辺の、非常に長期間にわたる事業活動が必要だろうと思われるので、そういう意味で、NHKさんは一貫してハード・ソフト分離を反対してきたわけです。ついこの間まで戻してくれという要求を強くしていたのを、制度

としては分離だということ突っばねているわけですが、ハード・ソフト分離は衛星事業の性格などから見るとあまりよくないのか、その辺、素朴な質問なのですが、分離もやむを得ないとお考えか、事業として実際に担っている方としてどうなのかということなのですか。

**【服部技師長】** 基本的には、今回でいいますと2000年の間に、2007年、2011年ということで、2回、非常にショートな間に、もしここで受託放送事業がとれないと、我々の会社としてはつぶれてしまうという事態でございましたので、非常に緊張感を持って臨んだということでございます。ですから、制度ということでございますけれども、ある程度の期間、ここでいう衛星の設計寿命期間13年とか、そういうある程度長い期間を、やはり会社の安定的な経営を支えるためには必要なのではないかと考えております。

**【長谷部主査】** いかがでございましょうか、ほかには。  
では、長田委員、お願いします。

**【長田専門委員】** 7ページで、BSデジタル放送、BS放送は社会的影響力が大きく、基幹放送に近づいていると考えていますと書いていただいているのですが、BSの現在流されている、様々なデジタル放送、かなり性格がいろいろだと思いますが、ここでこう書いていらっしゃるということは、やはり、特別メディアサービス寄りの規律が必要というか、そういうイメージでCSとの区別を書いていらっしゃるのか、その辺、どの程度のところを考えていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

**【服部技師長】** 受託放送事業者としてはコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、これについては、例えば委託放送事業者の方から、ヒアリングを行っていただきたいと考えてまして、いわゆる個別の放送の内容ではなくて、この10年間、委託をする事業者の方も、懸命な経営努力があって、今、受信機の台数が増えているという現象面から、やはりその影響度も大きくなっているのではないかと、とどめさせていただきたいということでございます。

**【長谷部主査】** では、大谷委員、手短にお願いできますか。

**【大谷専門委員】** ありがとうございます。一つの質問は、長田委員と全く同じだったので、もう一つの質問なのですが、もともと伝送サービス規律の基本的な考え方としては、電気通信事業法などの考え方でとらえられる部分については、一元化が可能かどうかといったところが伺いたかった点だと思うのですが、おそらくそれを否定されているようなご回答だったのかなと思っているのですが、どの部分が特に一元化が難しいと考えていらっしゃる部分なのか、それとも、もともと一元化は、やはり可能だと思われる部分が残っているとすれば、どのあたりにあるのかといったことを教えてください。

**【服部技師長】** 基本的に、当社としてはまだニュートラルな姿勢でございますが、要するに一元化ということ言うと、いわゆる通信も、CS放送も、BS放送もみんな同じに扱うことに関しては、若干そうなのかというか、そこら辺に区別なり何かというのはないのかなという、ちょっと疑問というか、そういうことを呈させていただいて、もう少し具体化した段階で、具体的に検討させていただきたいということでございます。

【長谷部主査】 まだご質問等はあるかは存じますが、予定された時間になりましたので、放送衛星システム様との意見交換をこのあたりにいたしたいと存じます。本日、放送衛星システム様からちょうどいただいたご意見等につきましては、今後の議論に生かしていきたいと思っております。

本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

ここで、有線放送電話業者に対するヒアリングの内容につきまして、事務局からご紹介をお願いしたいと存じます。

伝送サービス規律につきましては、検討アジェンダ（案）におきまして、「有線放送電話に係る規律の見直し」について言及がされております。他方、加入者が多数存在するのが長野県であるということで、同県の有線放送電話業者に対して事務局からヒアリングを実施していただいたというものでございます。

それでは、事務局から、よろしく願いいたします。

#### エ 有線放送電話業者に対するヒアリング結果について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料5の1ページをご覧いただきたいと思っております。10月10日に、私どもの庶務の職員が出張いたしまして、長野県の業者、規模を変えて4者をお願いをしてヒアリングをさせていただいたということでございます。

全国で有線放送電話の加入者の方々は約41万人おられますが、うち10万人が長野県におられるという状況でございます。なお、事業者の規模別に申しましても、大きいところから4者は全部長野県に所在されているということでございます。

事業規模の異なる4者に対しまして、中間論点整理、検討アジェンダ（案）等を示しました上で、伝送サービス規律として大きくくり化をすることについてヒアリングをしたものでございます。

なお、復習になりますが、有線放送電話とは、有線ラジオの施設を使った電話のサービスでございますので、どの事業者の方も有線ラジオのサービスも提供されているということでございます。

1ページが、それぞれどこに所在するどの程度の規模の事業者かということをお示ししているものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。規律の大きくくり化について意見を伺いましたが、大きく2つに分けて意見をまとめてございます。まず、これら事業者の方々、有線ラジオのサービスにつきましては、防災等の観点で利用者ニーズはあります。しかしながら、電話のサービスにつきましては、どのご家庭にもNTTの電話が引かれており、また携帯電話・CATVも普及している現状では、有線放送電話は歴史的役割を終えたのではないかという総論としての意見がございました。

また、小規模の事業者の方からは、新たに設備投資はしていないと。また、新規のサービスもしていないと。現在の設備が使用できる間でユーザーの方に有線電話を維持する方針ということを伺ってございます。

それから、電気通信事業法等を伝送サービス規律に大きくくり化するという点につきまして、特

に小規模な業者の方々から次のような意見がございました。有線放送電話のネットワークは基本的に加入者間で閉じたネットワークでございまして、NTT等の電気通信事業者のネットワークと接続するにも許可が必要という許可制をとっているということで、基本的に閉域網であるということでございます。

そこで、今後、事務が煩雑になったり経営を圧迫するような過度な費用負担が生じることは困ると。職員数も少ない、新たな設備投資も困難というご意見を伺ってございます。特に、電気通信事業法の設備に係る技術基準を課するのが厳しいと。主任技術者の選任義務についても同様であるというご意見を承っております。

また、電気通信事業法では、利用者の方々に役務の提供条件を説明する、また苦情処理に応ずるという義務を課してございますが、これらにつきまして、有線放送電話業者の方々からいたしますと、新規の契約、積極的な勧誘はもはやあまりしていないということございまして、有線放送電話に、これら説明義務・苦情処理義務を適用する必要はないのではないかというご意見がございました。

簡単でございますが、事務局からは以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等がございますでしょうか。

では、村上委員、お願いします。

**【村上委員】** この2ページ目の「有線放送電話は歴史的役割を終えたのではないか。」というのは、事業者さんのご発言なのですか

**【秋本融合戦略企画官】** さようでございます。

**【村上委員】** その発言と、主任技術者は難しいとか、苦情処理義務はいかがかという意見とは、どういう関係なのでしょう。

**【秋本融合戦略企画官】** 仮に大きくくり化をして、電気通信事業法にある規定をそのまま適用いたしますと、ちょっと経営の圧迫要因になりかねないというご意見でございました。

**【村上委員】** はい、わかりました。

**【長谷部主査】** 藤沢委員、お願いいたします。

**【藤沢専門委員】** 今の村上委員のご質問に関係するのですけれども、2ページ目の上のところで、「有線放送電話は歴史的役割を終えたのではないか。」ということと、その次のところで「有線放送電話を維持する方がよい。」と書いてあるのですが、実際に有線放送電話がどのぐらい利用されているのか、本当に使われているのですかということとを少し伺いたいと思います。

**【秋本融合戦略企画官】** 利用頻度ということでは、数字を拾ってございませぬので、加入者数41万で、それぞれの事業者の方々が抱えていらっしゃる利用者数を把握しているのみでございます。

**【長谷部主査】** そういうことでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、有線放送電話業者につきましては、このあたりにいたしたいと存じます。

そうしますと、4番目にご説明をお願いしております方をご紹介申し上げます。マイクロソフ

ト株式会社の技術統括最高技術責任者補佐の楠正憲様からご意見ちょうだいいたしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

オ マイクロソフト株式会社

【楠最高技術責任者補佐】 マイクロソフトの楠と申します。よろしく願いします。若干資料に手落ちがありまして、参考資料1を拝見いたしまして、9月5日のドキュメントを反映した内容になっていない部分がございます。パブリックコメントの抜粋部分に関しましては、中間論点整理案に対する意見が入っているということ、まずお断りさせていただきたいと思えます。

最初に、今回、特に聞かれましたオープンメディアコンテンツの規律に関するお話をさせていただいた後に、若干時間の余裕がありましたら、参考資料1の5ページのコンテンツ規律についてコメントさせていただければと思えます。

私ども、皆様ご承知のように、パソコン向けのOSを提供している会社でございまして、また検索エンジンや様々なウェブ向けのサービス等も提供しております。特に、このところ、パソコンをワープロ・表計算で使っている分にはなかなか買いかえなくてもすむ時代になっておりまして、世の中的には5万円パソコンが非常にブームになっていたりという現状がございます中で、高品質な動画をパソコンで楽しめる環境には、これまでどおりちゃんと2、30万円のパソコンも買っただけの方が増えるという意味では非常に期待をしておるところでございまして、竹中先生の懇談会が始まったときには、これでまたパソコンの新しい使い道が増えるのではないかと希望を持っておるところでございまして。

一方で、どうも放送番組をパソコンで受信する、それもチューナーではなくてIPでということになりますと、単に事業法の問題だけではなくて、著作権法ですとか、あるいは業界の商慣行ですとか、ビジネスモデルといった幅広い問題があって、なかなか業法だけの問題ではないことも、その懇談会から数年たってわかってきたところであろうかと思えます。

一方で、この春ぐらいから、また大変な議論になっておりますのが、いわゆる違法有害情報の問題でございまして、これまではどちらかという、私どもはセキュリティでウイルスにひっかかったみたいなことのほうが問題だったわけですけれども、ネットで出会ってしまって殺された女の子の話だとか、そういった問題に非常に真剣に取り組まなければいけないという状況が出てきております。実際、この6月には青少年ネット利用環境整備法という法律もできまして、その成立過程においては、弊社も微力ながらご協力させていただき、議論に参加させていただいたところでございます。

その経験を踏まえた場合に、情報通信法という形で幅広い目的の法律を一つつくるということ、その中でオープンメディアコンテンツに関しても何らかの規律について議論をすることは、今回どれほど慎重なご議論をいただいたとしても、将来の法改正においてリスクが発生するのではないかと懸念するに至りました。

主な理由としましては、実際のネット上の人と人とのトラブルは、もちろん非常に多くの人に見てもらっているブログ等もあるわけですけれども、大半はネットいじめなんか個別の電子メ

ールの問題でございましたり、掲示板はもちろん、世界中から見ることはできるわけですが、実際の間人間関係上のトラブルは、本当に学校とか狭い範囲で起こっていると。それらに対して、行政的な枠組みで一律に規制をしていこうとした場合に、目的が広範である分、非常に幅広い規制がかかり得る、法技術的に可能になってしまうことを懸念しております。

特に、この分野、迷惑メール法にしましても、児童ポルノ法にしましても、青少年ネット利用環境整備法にしましても、どちらかというとも官よりも政治の動きのほうが非常に速いという特徴がございます、いずれも議員立法で成立をしているという特徴がございます。議員立法も、傾向といたしまして、新しく理念法に近い形のものをつくる場合には問題が少ないのですけれども、法改正という形で議員立法を提起した場合の進捗というのは、なかなか芳しくないという状況がございます、もともと青少年ネット利用環境整備法の前に、民主党で法案の提出をされた高井美穂議員、たしか電気通信事業法改正案も出されていたと思うのですけれども、それらは結局通らないで、その理念が大臣要請という形で反映されたというようなケースもございます。議員立法との適応性を考えましても、オープンメディアコンテンツの問題は、当面、まだ落ち着く段階が見えていないところでもございますし、青少年ネット利用環境整備法も施行から3年以内の見直しが検討されておるところでもございまして、情報通信法のタイムスケジュールとは若干そぐわない部分があるのではないかとこのところ私見でございます。本当に、そこを一つの事業法に近い枠組みの中の一部として位置づけるべきかということ、改めてお考えいただければというところでもございます。

若干、参考資料1の5ページ目のメディアサービスについて、残りの時間でお話をさせていただきます。範囲につきまして、おそらく放送法の一部を、無線通信のところを電気通信の送信というふうに書きかえた定義でご検討されていると思うのですけれども、占領期に無線電信法が電波3法に改正されたときに、おそらく放送の設備のボトルネック性をあらかじめ暗黙のうちお考えになられていたはずなので、ここの無線という部分を電気通信と置きかえた場合に、電気通信の場合は周波数のようなボトルネック性は低いですので、その定義が適切であるかは十分な議論を要すると思います。

2番目のメディアサービスの区分に関してなのですが、何が生活に必需の情報かは、かなり世代によっても大きなギャップが発生しております、例えば地震が起こったときに、私なんかは揺れたと思ったら、まずツイッターというミニブログのサービスをアクセスします。そうすると、友達が揺れた揺れたと書いてあるのを見て、やはりこれは僕がめまいだったのではなくて地震だったのだとわかるわけですが、デジタル放送でピピピン、ピピピンと震度幾つでしたという発表は、それから30秒ぐらいかかるのです。天気予報もネットで見の方が増えていきますし、こういった生活必需という概念でくることが、法的な安定性があるかは十分ご議論いただきたいというところがございます。

また、特別メディアサービスに関しましては、私どももやっている事業ではないので、あまりコメントする立場にはないのですが、放送法が出てきた当初は、代替メディアがない状況の社会的影響力と、多チャンネル化がこれほど進んだ今日で、もうちょっと緩くしても社

会的な問題はないのではないかと個人的には思います。再送信制度につきましても、ちょうどB-CASについて今再検討の議論が始まっているところでもありますし、衛星同時再送信等で、原理的には、もっと多くのチャンネルを日本全国の方々がお楽しみいただける技術的な可能性は出てきておるところだと思います。これまでの裁定は、非常に消費者の立場にたったすばらしい裁定をさせていただいていると思うのですけれども、制度的に再検討するには若干時期的にいかかと、もう少し様子を見てよいのではないかと個人的には思います。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

では、菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 最初に、メディアサービスを情報通信法の包括対象にすることは反対であるというご意見だったのですけれども、例えば、視聴覚通信のディレクティブがEUで出ていると思いますけれども、あれは、いわゆる画像情報というか、映像情報と、それ以外を分けていますよね。映像情報だけが対象になったディレクティブだと思うのですけれども、今、我々が議論しているところでそういうアイデアはまだ出ていませんけれども、例えばそういう映像情報だけを対象にして、情報通信法に入れて、テキスト系はそれ以外という考え方もあるのではないかと思うのです。

【楠最高技術責任者補佐】 私は、EUの場合は、地上波よりも衛星が非常に発達しているとか、また日本と違うメディア状況があると理解をしておるのですけれども、現行の放送法は、やはり設備のボトルネック性を強く意識している一方で、EUの視聴覚というのはエクスペリエンスで切っているわけですが、では、果たして地上放送とニコニコ動画を同じ規制の枠組みで考えるべきかは、なかなか難しいと思うのです。そこは文化ですとか、インフラの違いが多くあるところですので、各国でどうなっているかというところよりは、日本の事業慣行ですとか、インフラの在り方からボトムアップで議論をしたほうがよろしいのではないかと個人的には思います。

【菅谷専門委員】 地上波とニコニコ動画ということであれば、リニア、ノンリニアという考え方もヨーロッパにありますよね。

【楠最高技術責任者補佐】 はい。

【菅谷専門委員】 そういうものも兼ね合わせていけば、日本でも十分適用可能なのではないかと思うのですけれども。

【楠最高技術責任者補佐】 そういった意味でも、例えば最近、隣のヤフーさんのグループ会社でやられているBBTVですとか、あるいはライブステーションというイギリスのサービスを使うと、アルジャジーラとかBBCをストリーミングで視聴できるのですけれども、いわゆる同期、非同期で見た場合でも、同期型のロングテール型のサービスも増えてきておりますので、なかなかその整理は、きちんとしていく必要があろうかと思えます。

個人的には、本来、電気通信事業法も放送法も、設備のボトルネック性を論拠に事業法として

整理されていると思いますので、そういった法律をある程度再編していくという考えにおいては、設備規制を念頭に置いて、設備と役務とその上でさらに個人が個々にやっていくものと、少なくとも3レイヤーに分ける必要があり、ここでの融合法制というのは、主に設備について議論をされたほうがよろしいのではないかと思います。

【長谷部主査】 よろしいですか。

では、村上委員、お願いします。

【村上委員】 これまでいろいろヒアリングをやってきて、メディアサービス一般を包括対象にするのは反対だというご意見を初めてお伺いしたのですけれども、これはオープンメディアコンテンツに反対するのと同じようなレベルで言うておられるのでしょうか。具体的には、そのときメディアサービスとしてどのようなものをイメージして包括するのを反対しておられますか。

【楠最高技術責任者補佐】 非常に難しい点でして、抜粋で抜いてしまったパブリックコメントで私どもが主張させていただいたのは、果たして1本の法律にコンソリデートすることが、レイヤー型規律になるのかという点について、疑問をさしあげまして、例えば技術の趨勢がIPになったとしても、先ほどご発表があったように、いわゆる有線電話ですとか、いろいろなサービスが残ると。そういった中で、それらを水平の規律にすることは、新しい規律の体系の中に、これまでの政省令や告示を、全部ポーティングしていくことになりますよね。しかも、その中でレギュレーションの状況も変わることを懸念されている事業者がこれだけあると。

そういった意味で、IP上の新しいサービスを行いやすくするという目的に絞るのであれば、むしろ再編をするにしても、そういった新しい水平レイヤー型のサービスへ向けた法律が十分に整備されればよいのであって、既存の放送法ですとか、ケーブルテレビの法律、有線電話の法律に、本当に手を入れる必要があるのかを、パブリックコメント全体では主張させていただいたところでございます。そういった意味では、現行の放送法に手をつける理由はないのではないかと、ほかの章ではご説明させていただいております。

【長谷部主査】 では、木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 ご説明ありがとうございます。やはり、今の点に関連して、私自身、御社の基本的なお考えとして、ちょっと確認させていただきたいのは、一方ではレイヤー型の構造にするというか、レイヤー型を観念して制度を構想していくと。つまり垂直統合で、全部ばらばらにしている状況から、今のお話ですと、IPベースを基盤にした新たな活動なり、それをサポートする事業なりが発展することと。これは私自身もそういうことが望ましいと思っているものなのですが、その点は、御社としては認められているということによろしいわけですね。

【楠最高技術責任者補佐】 はい。

【木村専門委員】 その上で、そうしますと今のお話は、今回の場合にはレイヤーを一応3層、あるいはプラットフォームを入れれば4層ということになると思うのですが、では、コンテンツの部分だけは、何もするなという主張でしょうか。

【楠最高技術責任者補佐】 そうではなくて、私どもの意見は、コンテンツの部分に関しては、これまでも著作権法のような、いわゆる情報通信法の枠外の法律もあるわけですし、特にエンド・

トゥ・エンドの個人個人のトラブルの解決等は、司法制度ですとか、民法、刑法の拡張で対処せざるを得ない部分は、数多くある中で、業法の枠組みの議論の中で、そこに手をつけることは、必ずしも意図がというか、何のためにやっているのかという点の十分なお説明がないような気がしております。そこは行政法ではなく、一般法の枠組みで、足りない部分があれば、実社会のルールと同じものが、サイバー社会でも適用されるような立法が適宜行われるべきであると考えております。

【木村専門委員】 ありがとうございます。

【長谷部主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。

そういたしましたら、そろそろ時間もまいりましたので、マイクロソフト様との意見交換をこのあたりにいたしたいと存じます。本日、マイクロソフト様からちょうだいした意見等につきましては、今後の議論の中に反映をさせてまいりたいと存じます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日最後にご説明をお願いしております方をご紹介します。ヤフー株式会社最高コンプライアンス責任者法務本部長の別所直哉様から、ご意見をちょうだいたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

カ ヤフー株式会社

【別所法務本部長】 ヤフーの別所でございます。私どもからは、用意いたしました資料に沿いまして、7つほどポイントを述べさせていただきたいと思っています。

1点目ですけど、3ページ目に書かせていただいておりますけれども、将来できるであろう新法においてメディアサービスと定義されるものの範囲については、現在ご検討いただいております。従来からの放送の概念にとどめる方向性に賛成でございます。

理由は下に書いてございますけれども、簡単に申し上げれば、現在の通信、私どもが通信と言っているときはインターネットを前提にお話ししておりますので、それ以外の1：1通信は除外して考えておりますけれども、その場合、1：nとか1：1の通信とは異なりまして、n：nが実現できていると。後ほどご説明しますけれども、そういう環境の中で一度に流せる情報量が膨大でコントロールの可能性がないと。つまり、現実的な管理可能性がないということが、非常に大きい特徴なのではないかと思っています。

一方で、放送の場合は1：nですし、一度に流せる情報量は限定的でコントロールも可能だといふところが最も大きな違いだと考えています。

こういう観点から、従来からの放送の概念にメディアサービスという定義はとどめていただいて、従来どおりのコントロール下での規制があつてしかるべきだと考えております。

次の4ページ目、5ページ目は、Web 2.0に代表されるものの私どものサービスの例ですけれども、ニュースに対するコメントを、いろいろな利用者がされたり、あるいは利用者の質問に対する回答をほかの利用者がしているというサービスでございます。これらについてのコメントとか質問を一つ一つコントロールすることは、現実的には極めて不可能だと言わざるを得ないと

考えているところでございます。

7ページ目に飛ばさせていただいて、ちょっと先ほど1:n、1:1、n:nという話をさせていただいたのですけれども、私どもの基本的な考え方は、放送が1:nで行われていて、通信が1:1で行われていたと。これが現在の基本的な法制度の枠組みだったと考えております。

インターネットというネットワークの登場で何が起きたかというところ、n:nの通信が可能になったということだと思っています。そのn:nが実現したときに、どんな枠組みがいいのか。1:1も1:nも、n:nの中に全部包含されてしまいますので、包含された上で仕組みを考えていただくことについて賛成でございます。そのために適切な枠組みを考えていただきたいということでございます。

一方で、8ページ目に書きましたけれども、現在、どういう方向に世の中が進んでいるかは、皆様ご存じのとおり、一つの媒体で放送も通信も利用できる環境に進みつつあります。これは、現在の技術的な制約が現時点ではいろんなところにありますけれども、方向としては、こういうものに向かってどんどん進んでいるのだらうと考えております。

これは、利用者の立場、つまり利用者がいかに快適にサービスを利用できるかという利用者利便性を追求していくと、こうならざるを得ないと。つまり、マーケットの要求がこちらに向かっている以上、サービス提供側、あるいは機器の開発側はここに向かって動いていかざるを得ないと考えております。

こういう中で、現実的に、既に競争環境も変化しつつあるはずだと思っています。変化しつつあるはずだというのは、事業者とかコンテンツ提供側がそこを十分意識できているかどうかは別だと申し上げておきたいと思っておりますけれども、利用する側からいうと、どんな手段で送られてこようと画像は画像ですし、テキストデータはテキストデータだということですし、そのテキストデータや画像データの組合せが、送られてくる通信手段で伝送路で区別される理由は、合理的には多分考えられないと思っています。多分、普通の利用者は、そういうものを混在化して自由に使いたいとまさに望んでいますし、そちらの方向に動きつつありますし、その中での競争環境は、従来の縦型の枠組みの中で競争していた枠組みは、利用者視点からいうと既に取り払われつつあって、そこが取り払われつつあるということをも十分理解する必要があると考えております。

そうなってくると、9ページ目に書きましたけれども、こういうものが望ましいのかなと思っています。放送コンテンツを、インターネット網を使って配信することも実現していくでしょうし、あるいはインターネット上のコンテンツを、これはデジタル放送と書いてありますけれども、データを放送という形で流すということもあり得るのだらうと思っています。受け手の方々が、それを自由に使うところが、将来、中長期というよりも、比較的短いスパンの中期的には見えてくるかと考えております。

これを考えたときに、10ページ目に書きましたように、基本的には事業者としては通信と放送の事業展開をシームレスにできる規律であることが望ましいと考えておりますし、見た目も、利用者の方も、多分、通信で来たもの、放送で来たものもシームレスに使いたいと思っていますので、そこが実現できることが必要でありますし、それに法制度が追いついていないのであれば、

法制度のほうが追いつくことを考えていただければと思っています。

それから、ポイントの3に書きましたけれども、TV画像と言いますか、画像と言ったほうがいいと思いますけど、IPベースで流していくためのプロトコルの仕様も、今、だんだんいろんなところで検討されてきておりますけれども、そういうプロトコルの使用も、できるだけオープンで、いろんな方の意見を入れられる形でデファクトが決まっていく仕組みが必要なのだらうと思っております。

それから4番目に書きましたけれども、現在の放送コンテンツが通信コンテンツとしてなかなか使われていない実態がありますので、そこを使いやすくするための枠組みの整備が必要だと考えております。これは、主に隣接権の問題だと申し上げてもいいかもしれませんが、韓国で行われているような推定規定を置くという方法もあるでしょうし、過去のものについていうと処理ができないので、それを一括して処理するための仕組みも必要なのかなと思っております。

だれがコンペティターなのか、まだまだお互いに見えていない状況だと思っておりますので、その競争手を除外して考えたとしても、現在の放送をやられている方々が、自分たちの過去の資産を通信という手段も含めていろいろ活用していきたい、そこでコスト構造を変化したいと思ったときに、使いにくい状況であると、ビジネス上の変化がなかなか起きにくいと考えております。そこは、そのビジネスを後ろから後押しする事業促進という観点からの法制度というか、法整備を考えていただけると、非常にありがたいかなと思っております。

それから、5番目です。これは1：1の通信ですけれども、現行の電気通信事業法の話ですので、融合の話に直接関連しない部分になるのですけれども、せっかくの機会ですのでちょっと申し上げさせていただくと、1：1の通信を想定してつくられている電気通信事業法で、n：nのインターネットの通信を前提として、同じような規定で考えることに、既に無理がそこにも生じていると。その部分についても、一緒に見直していただければと思っています。「現状」というところで、事故報告の実例があるのですけれど、これは電話の1：1の通信における事故報告の基準があって、これを電子メールに当てはめて、今報告をしているのですけれども、現実的に、これが本当に妥当な制御方法としての規制なのかどうかは、あわせて見直しをいただければと思っています。

次の13ページのポイントの6もやはり同じで、現行の通信の秘密というものの、通信の秘密の重要性は十分理解しておりますけれども、様々なサービスが展開してきておりますし、電子掲示板のように、多数向けに発信されるものについての取扱いがなかなか整備されてきていないと。プロバイダ責任制限法ができたときも、通信の秘密、あるいはその表現の自由をかなり重く見ていただきましたので、現状、なかなか救済が十分に行われていないという実態がございます。

それから、サービスレベルの維持とか防犯の必要性から、今、いろいろなところで監視とか管理をするように求められているのですけれども、通信の秘密というものがあるために、なかなかやりにくい問題も起きているところです。ここのところは、n：nの通信であるインターネットを前提にして、少し見直しをしていただくのがよろしいのではないかなと思っております。

最後、7点目です。16ページに書きましたのは、これはどちらかというとオープンメディア

コンテンツに関する部分になりますけれども、現状のいろいろな規制の中に、刑事責任についての免責が実はどこにも書かれていないと。今、インターネットにおける情報の仲介者が、ありとあらゆる法律を熟知していて、全部のコンテンツの適法性を確保しろと言われるのはかなり酷だと思っています。現実的にはほとんど不可能です。

一方では、ご存じのように、刑法の幫助犯の規定は開かれた構成要件をとって、分類上は適用範囲が極めて広いと。そういう中で事業展開をしていくと、仲介者が萎縮している、あるいは国民が新しいサービスを享受できないことにもつながりかねないと考えております。ここは、機会があれば、どこかで見直しをいただければと。

一番最後には、参考にニュースをとってきました。一番最後に書いてありますけど、これは学校裏サイトの管理人が名誉棄損の幫助と従犯の容疑で書類送検されているという例です。これは、幫助犯の規定が広いので、こういうように使われているものがあるということです。ニュースだけを拾っても、ここ3、4年の中に数件こういうものが見かけられておりますので、現場の捜査機関でこういう運用をされると、いろんなサービスについてどうしても萎縮的にならざるを得ないということがありますので、このところは考えていただければありがたいと思っております。

私からの説明は以上であります。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

では、村上委員、お願いいたします。

**【村上委員】** ご主張とその根拠を一緒にご説明をいただきまして、非常に明解なご説明ありがとうございました。いずれも非常に理解しやすかったですのですけれども、ポイント7のオープンメディアコンテンツの記述のところ、民事的責任と刑事的責任に分けて、刑事的責任の適用範囲の明確化を言及しておられるのですけれども、これは考え方としては、情報通信法の枠組みの中で、民事的責任については、プロバイダ責任制限法の考え方をとるべきだし、刑事的責任についてはもう少し明解な適用を行うべきであるというご主張でございますか。

**【別所法務本部長】** はい。そのとおりでございます。

**【村上委員】** そういうことですね。ありがとうございます。

**【長谷部主査】** ほかにいかががございましょうか。

では、大谷委員、お願いします。

**【大谷専門委員】** 資料の13ページで、通信の秘密の在り方についての再検討ということで、情報通信法の枠外でのご提言と受け止めたのですが、もし情報通信法の枠内で受け止めるとすると、それは伝送サービス規律の内容として、現在の、例えば電気通信事業法に含まれている通信の秘密の在り方を検討するという位置づけになるのか、それともプロバイダ責任制限法のような一般的な法規の中で、例えば免責範囲をクリアにするという方法、両方考えられると思いますけれども、どちらのアプローチというような具体的なイメージを持ってご説明をいただいたのかどうか、あるいは第3のお答えでもよろしいかと思っておりますので、教えていただけますでしょうか。

**【別所法務本部長】** 念頭にありますのは、現行の電気通信事業法の規定ぶりが、やはりかな

り包括的に書かれていると。解釈基準もなかなかはっきりしていなくて、昔からある考え方をどうやって適用しようかというのを、一々やっていかなければならないと。通信の実態が変わってきていますので、今でいう事業法に相当する部分の通信の秘密の書きぶりのところを見直していただければと考えております。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

では、木村委員、お願いいたします。

【木村専門委員】 今の、やはり同じところなのですが、アメリカでは一部ディープ・パケット・インスペクションのようなことをどうするかということも議論に挙がってきているような気も、個人的には若干している部分はあるのですが、御社としては、そうしたことは何か具体的な方向性をお持ちでしょうか。一方で通信の秘密の再検討は、個人的には必要だと思う点もあるのです。他方、やはり懸念も大きくなるような気もしまして、現状で何かお考えがあれば、ちょっと参考までに伺えればと思うのですけれども。

今の段階では特にないということであれば、それはそれで。

【別所法務本部長】 そうですね。今の段階では特にないですし、通信の秘密の考え方をはっきりするのは、決して緩めると言っているわけではないので、きちんとした枠組みがわかって適正であることが望ましいと。知っている限り、アメリカのほうが、逆に言うとプライバシーの保護という考え方しかないというのもありますし、パトリオットアクトがあるために、非常に何でも出されている状態だと理解していますので、あちらは逆に言うと、規制をしたい部分があるのかなと思っています。

【長谷部主査】 マイクロソフトさん。

【楠最高技術責任者補佐】 若干、私どものプレゼンでは飛ばしてしまった部分になるのですけれども、もともと通信の秘密を広範に規定しているのは、敗戦国でございまして、その中でEU加盟国は、既にEUのレギュレーションに合わせているので、日本が際立って通信の秘密は広範に定めているという実情がございまして。一方で、電気通信事業法等が設備規制であるために、日本人同士の通信であっても、サーバーが米国にある場合には、先ほどご指摘のあったパトリオットアクトや、最近成立したFISA Amendment Actの影響で、令状なしで外国人のメールを自由に読むことができるという実情がございまして。

これは、単に通信の秘密の解釈についての法的安定性を確保するという話だけではなくて、おそらくEUにおけるeコマース指令に対するハーモナイズをどうしていくかとか、あるいは新しくカメラにGPSが載るようになって、被写体のプライバシーみたいな新しい問題も出てきておりますので、前広にご議論いただくことは、それを情報通信法の中に入れるかどうかは別として、非常に喫緊の課題であると認識をしております。

### (3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 それでは、そろそろ時間になってまいりましたので、ヤフー様との意見交換、このあたりにいたしたいと存じます。本日、ヤフー様からちょうだいいたしましたご意見等につ

きましては、今後の議論にしっかり反映させてまいりたいと存じます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の議題は以上でございますが、最後に、全体を通じて何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、そろそろ予定された時刻でございますので、本日の審議を終了いたしたいと存じます。

次回の第10回の会合は、コンテンツ規律、それから法体系全般に関する関係事業者等からのヒアリング、これを11月25日火曜日の16時から行うことにいたしたいと存じます。検討項目が多いものですから、この11月25日につきましては、審議時間を2時間30分確保しています。という予定でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

**【秋本融合戦略企画官】** 場所につきましては、また別途ご案内をいたします。

以上です。

**【長谷部主査】** それでは、これをもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第9回）を閉会いたします。本日は、貴重なご議論、どうもありがとうございました。

以 上